

中小企業等による感染症対策助成事業 申請受付・助成対象期間を延長します！

東京都及び東京都中小企業振興公社は、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った取組等への助成事業について、申請受付・助成対象期間を延長しますので、お知らせします。

変更点

・申請受付期間 【当日消印有効】	〔従前〕	(A) (B)	令和3年1月4日から	令和3年6月30日
		(C) (D)	令和3年3月22日から 令和3年4月23日から	令和3年6月30日
	〔変更後〕	(A) (B)	令和3年1月4日から	令和3年10月31日
		(C) (D)	令和3年3月22日から 令和3年4月23日から	令和3年10月31日
・助成対象期間	〔従前〕	(A) (B)	令和3年1月4日から	令和3年8月31日
		(C) (D)	令和3年3月22日から 令和3年4月1日から	令和3年8月31日 令和3年6月30日
	〔変更後〕	(A) (B)	令和3年1月4日から	令和3年12月31日
		(C) (D)	令和3年3月22日から 令和3年4月1日から	令和3年12月31日 令和3年10月31日

(1) 事業内容

ガイドライン等に基づく感染予防対策に取り組む上で、以下の各コースで対象となる費用に対して助成

コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
利用条件	個別の中小企業者等による単体申請	3事業者以上の中小企業者等による共同申請	会員に飲食店を含む中小企業団体等による申請	店舗にコロナ対策リーダーを配置する中小飲食事業者による単体申請
対象経費	【備品購入費】 サーモカメラ等 (注)1点あたり購入単価が税抜10万円以上 【内装・設備工事費】 換気設備やパーティションの設置工事等	【消耗品の共同購入費】 CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液等 (注)1点あたり購入単価が税抜10万円未満	【指定する物品の共同購入費】 CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液、ビニールシート、体温計	【指定する消耗品の購入費】 CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液 (注)1点あたり購入単価が税抜10万円未満 (注)コロナ対策リーダーの配置店舗のみが対象
助成限度額	50万円(申請下限額10万円) ・内装・設備工事を含む場合は100万円 ・換気設備の設置を含む場合は200万円 ※助成限度額は、1店舗(事業所)ごとに適用	30万円	飲食店1店舗あたり10万円	コロナ対策リーダーの配置されている飲食店等1店舗あたり3万円 ※助成限度額は、1店舗ごとに適用
助成率	2/3以内		4/5以内	
事務局連絡先	03-4477-2886 9時から19時まで(土日祝日は17時まで)		03-6633-3815 10時から17時まで(平日のみ)	

※1事業者につき最大で、各コース1回ずつ助成が受けられます(申請内容の重複は不可)。

(2) 申請方法等

詳細は、中小企業振興公社ホームページの募集要項をご覧ください。

URL : <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/kansentaisaku.html>

問い合わせ先

(事業全般に関すること) 産業労働局商工部経営支援課 菅沼、秋山 電話03-5320-4890
(助成金に関すること) 東京都中小企業振興公社 石渡、新垣 電話03-6260-7065